JAS法に基づく品質表示基準の 執行について

平成22年11月30日(火) 消費者庁食品表示課

JAS法に基づく品質表示基準の執行体制

JAS法 (品質表示基準違反)

消費者庁

農林水産省

地方農政局

立入検査等

指示命令



指示

広域事業者

都道府県

立入検査等

指示 命令



県域事業者

<国は、都道府県からの要請を受けて、県域事業者に調査を行う場合がある。>

表示基準

・内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資の品質の表示について、製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。(法第19条の13)

権限関係

- ・2都道府県以上の事業者(広域事業者)については、国(消費者庁又は農林水産省)において監視・指導を行う。
- ・1都道府県内の事業者(県域事業者)については、事業者所在地の都道府県において監視・指導を行う。

立入検査等

- ・事業者に必要な報告を求め、又は工場、店舗、事務所、倉庫等に立ち入り、帳簿、書類等を検査することができる。(法第20条第3項)
- ・立ち入り検査をする職員は、身分証を携帯し、関係者に提示しなければならない。(法第20条第4項)
- ※国は、平成23年1月より、原則として法第20条に基づく立入検査を実施。

指示・命令の処分

- ・事業者に対して、表示事項を表示し、遵守事項を遵守するよう指示できる。(法第19条の14第1項)
- ・指示に従わなければ、その指示に係る措置を取るよう命令できる。(法第19条の14第4項)
- ※指示については、消費者庁、農林水産省又は都道府県が行う。命令については、消費者庁又は都道府県が 行う。
- ※※事業者が指示に従わない場合など、農林水産大臣は内閣総理大臣に命令するよう要請することができる。 (法第19条の14第5項)

罰則

- ・命令に従わなければ、個人にあっては1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人にあっては1億円以下の罰則が適用される。(法第24条及び法第29条)
- ・平成21年5月30日から産地偽装については、個人にあっては2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、法人にあっては1億円以下の罰金と、罰則が強化されている。(法第23条の2及び法第29条)
- ※必要な報告に応じず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は立ち入り検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、50万円以下の罰金に処する。(法第27条第4号)

JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に関する指示の実績 (平成22年10月31日現在)

○ 指示件数

			玉							都道府県							
	指示 件数 ^(事業者数)	計	生鮮					加工	言十 (事業者数)	生鮮					加工		
		(事業者数)		畜産物	農産物	水産物	米	<i>7</i> # 1.	→ (事業者数)		畜産物	農産物	水産物	米	7# 1		
全体 (注)	823	328	197	48	20	59	70	148	495	327	57	39	63	168	177		
1 2 年度	3	1	1	0	0	1	0	0	2	2	0	2	0	0	0		
13年度	95	39	38	6	0	0	32	1	56	53	7	2	1	43	4		
1 4 年度	120	42	18	11	0	0	7	24	78	63	10	4	15	34	15		
15年度	57	14	10	1	1	1	7	4	43	37	4	2	2	29	6		
16年度	86	50	35	6	11	14	4	18	36	28	7	6	3	12	9		
17年度	68	34	28	5	1	16	6	10	34	28	8	4	7	9	6		
18年度	63	39	23	6	2	11	4	17	24	22	6	7	1	8	2		
19年度	84	24	7	2	1	4	0	18	60	26	4	2	13	7	34		
20年度	118	41	18	6	2	7	3	28	77	35	6	3	12	14	47		
2 1 年度	91	31	11	4	1	2	4	20	60	21	2	3	6	10	41		
2 2 年度	38	13	8	1	1	3	3	8	25	12	3	4	3	2	13		

注: 生鮮食品品質表示基準の適用された12年7月以降(加工食品品質表示基準は13年4月から適用)の件数である。

JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に関する命令の実績 (平成22年10月31日現在)

〇 命令件数

$\overline{}$	11 11 1上致				
No.	命令年月	業務分類	主な品目	主な違反内容	本社所在地
1	16年2月	米穀販売業者	精米	品種名及び産地の偽り	東京都(都域)
2	17年3月	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	茨城県 (県域)
3	17年6月	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	福井県(全国)
4	17年11月	農産物販売等業者	農産物(サトイモ)	原産地の偽り	千葉県 (県域)
5	19年9月	米穀販売業者	精米	精米年月日の偽り	千葉県 (県域)
6	"	米穀販売業者	精米	原産地の偽り	東京都(都域)
7	20年6月	食品製造業者	そうめん	賞味期限の偽り	奈良県 (全国)
8	20年8月	水産加工業者	うなぎ蒲焼	原産地の偽り	愛媛県(県域)
9	21年5月	畜産加工品製造業者	蜂蜜加工品	原材料の使用割合の偽り	東京都(全国)

[:]同一事業者に対して複数の食品に対する改善指示を同時に実施した事例があることから、全体の件数と品目毎の件数の合計とは一致しない。

都道府県毎によるJAS法に基づく指示件数について(平成22年10月31日現在)

		447.44.14	年度										∧= 1	ĺ	
	ブロック	都道府県	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	合計	
1	北海道	北海道		1	5	1	2	1	1	6	2	9	6	34	1
2	東北	青森県		2	5		2			2	2		4	17	2
3		岩手県		4	2	1					1			8	3
4		宮城県		2	17	1	1							21	4
5		秋田県		1	1					1	1			4	5
6		山形県	1			2	1			3	2	4		13	6
7		福島県		1	3	_		2			1	2		9	7
8		茨城県		1	3	3		_		4	2	_		13	8
9		栃木県		1	2	1				1	1		2	8	9
10		群馬県		1		'	2			2	1			6	10
11		埼玉県			1	1		1		2	1	1		7	11
12	関東	一 均 本 示		1	1	4	3	1	1	4	8	3		26	12
13	为不			- '	13	7	3	1	3	4	0	1	1	29	13
		東京都		4			2		ა	1			ı		
14		神奈川県		4	2		Z	2		1		1		12	14
15		山梨県		5				4						5	15
16		長野県		2				1	2			4	2	7	16
17		新潟県				5	1	2			1	1	1	11	17
18	北陸	富山県		1						1				2	18
19		石川県		3	1	1			1	2				8	19
20		福井県		2										2	20
21		岐阜県				1	1	1			1	4		8	21
22	■ 果油	静岡県			2	2	3	2	3	3	4	3	1	23	22
23		愛知県		1					2	1	1	2		7	23
24		三重県			1					3	1	1		6	24
25		滋賀県			2						2			4	25
26		京都府				1	3			1	5	1		11	26
27	近畿	大阪府			2	1	4	1		1	4	1	4	18	27
28	21歳	兵庫県			1	1	1	3	5	3	4	3	1	22	28
29		奈良県												0	29
30		和歌山県									2			2	30
31		鳥取県								2				2	31
32	中国	島根県			1	1		3	1				2	8	32
33		岡山県								1			1	2	33
34		広島県		5	3					1	2			11	34
35		山口県					1	1		3	1	6		12	35
36		徳島県						1		4	4	2		11	36
37		香川県		1	1		1	-		1	-	1		5	37
38	四国	愛媛県		5	-				1	1	3	2		12	38
39		高知県		1				1	•	•	2	1		5	39
40	0 1 2 3 九州 4 5	福岡県		1	2	4	4	4			7	8		30	40
41		佐賀県		1	1			1	1	2	1	0		7	41
42		長崎県		'	- 1			'	'	1	2			3	42
42		上 版本県	1	2	1			3	1	1	1	2		12	42
			I		3	0		ა		-					
44		大分県		1	3	2			1	1	4	1		13	44
45		宮崎県									1			I	45
46		鹿児島県		2	2	1	_		1	1				7	46
47		沖縄県	-	4	70	2	1	2	0.4	00	2	00	^-	11	47
ļ	台	計	2	56	78	43	36	34	24	60	77	60	25	495	j

食品表示に関する執行強化に向けた取組①(JAS法、食品衛生法、健康増進法、景品表示法等)

食品表示連絡会議(国レベル)

地方段階での「食品表示監視協議会」設置等の対応が円滑に実施されるよう設置。

消費者庁

警察庁

農林水産省

(オブザーバー)厚生労働省

円滑な実施のため のサポート等 これまでの開催状況(抄)

第1回 平成20年2月15日 生活安心プロジェクトに 基づき設置

第4回 平成21年9月30日 消費者庁の設置に伴い、 メンバー構成の変更

第5回 平成22年5月25日 食品表示監視協議会の 強化に向けた今後の取組 方針の決定

消費者庁より都道府県あて通知を発出 (平成21年10月19日)

景品表示 法担当 部局

食品衛生 法担当 部局

JAS法担 当部局

県警本部

国の出先機関

地方農政事

地方厚生局

務所

関係する都道府県の機関

不適正な食品表示に対する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとる。

食品表示監視協議会(地方レベル)

多くの都道府県で、消費生活センターの 参画がみられた。

消費生活センター等

食品表示に関する執行強化に向けた取組②

平成22年5月に食品表示連絡会議を開催し、消費生活センターをはじめとする地域の人材育成を図るため、研修を充実強化 していくこと等を内容とする食品表示監視協議会の強化に向けた今後の取組方針を確認。

食品表示監視協議会の強化に向けた今後の取組

食品表示監視協議会の強化に向けた今後の取組方針(抄)

平成22年5月25日 食品表示連絡会議

- 2 今後の取組方針
- 〇 (略)今後は、これらの連携体制を生かし、以下のような方針で取り組 んでいくこととしたい。
- ⇒ 消費生活センターをはじめとする地域の人材育成を図るため、下記① 及び②の取組を講じた上、国においてブロック単位での研修会の開催 等を検討するとともに、地方レベルにおいても積極的に研修会が実施さ れるよう支援を行う。
- ① 各機関が実施する食品表示関連研修における研修講師の相互派遣
- ② 各機関が実施する食品表示関連研修への関係機関の職員の参加 (研修実施機関が研修内容を踏まえて、他機関職員の参加の適否を判 断することとする)

食品表示監視協議会について

- 生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策(平成19年12月17 日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承)に基づき、不適切 な食品表示に関する監視を強化するため、都道府県の関係機関と国の 出先機関等により設置されている。
- 現在、47都道府県において設置されており、都道府県担当部局、県警 本部、地方農政事務所、地方厚生局等で構成されている。
- また、全国7ブロックに食品表示連絡会等を設置している。

「健康食品の表示に関する検討会」論点整理(平成22年8月27日公表)

「地方レベルでも健康増進法と景品表示法の連携を深められるよう、地 方厚生局、都道府県の健康増進担当部局及び景品表示担当部局、保 健所等の連携を促進すべき」との報告があったところ。

実際の取組例

中国四国の例

平成22年7月 中国四国地域食品表示行政担当者研修会

- 中国四国農政局、中国四国厚生局、中国管区・四国管区警察局に より、中国四国地域食品表示連絡会議を実施。
- 国において地方での食品表示研修における講師の派遣を実施。

【目的】①食品表示関係法令に関する基礎知識を習得させること。

②関係機関の連携の重要性を認識させること。

【対象者】

政担当する職員

- O 県警本部等で食品表示 O計量法(岡山県)
- 示行政を担当する職員

【研修内容】

- 県等機関で食品表示行 ○食品表示をめぐる最近の情勢について(消費者庁)
 - 〇不正競争防止法(経済産業省)
- 関連事犯を担当する職員 〇牛トレーサビリティ法(農政局)
- 農政事務所等で食品表 ○米トレーサビリティ法(農政局)
 - ○食品表示関連事犯への対応(県警本部)
 - 〇健康増進法の虚偽誇大広告等について(厚生局)

近畿の例

平成22年10月 近畿地域食品表示行政担当者研修会

- 近畿農政局、近畿厚生局、近畿管区警察局により、近畿地域食品 表示連絡会議を実施。
- 消費者庁から講師を派遣し、食品表示をめぐる情勢について概説。
- 近畿食品表示連絡会において、年1回ブロック単位での食品表示 研修会を実施していくことを確認。

【参考】平成22年度は、農林水産省において、食品表示関係機関(都道府県レベ ル等)による講習会を48回実施予定。

執行体制強化に向けた取組③(食品表示課)

1 平成23年における定員増等を要求 (機構)

- 〇上席食品表示調查官
- ⇒所管法令に基づく執行を専門に行う管理職クラスとして要求

(定員)

- 〇JAS法及び食品衛生法の執行担当 8人(※)※上席食品表示調査官の増員要求を含む。
- ⇒JAS法及び食品衛生法の執行体制の拡充のための要求
- 〇米トレサビリティ法の執行担当 2人
- ⇒23年度7月に施行される産地情報伝達制度の執行に対応するための要求
- 〇健康増進法の執行担当 4名
- ⇒健康食品等の虚偽・誇大表示等に対する執行体制の拡充のための 要求
- 〇このほか、課長補佐(国際担当) 1人、衛生調査官(栄養表示担当) 1人、法令担当 2人を要求
- 2 事件処理業務を行う法執行補助職員4人に係る経費を予算要求